

(平成22年10月27日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認京都地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 5 件

厚生年金関係 5 件

(2) 年金記録の訂正を不要と判断したもの 18 件

国民年金関係 12 件

厚生年金関係 6 件

京都厚生年金 事案 2098（事案 572 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 8 月 8 日から 54 年 3 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 病院における資格取得日に係る記録を 52 年 8 月 8 日、資格喪失日に係る記録を 54 年 3 月 1 日とし、当該期間に係る標準報酬月額を 32 万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 3 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 5 月ごろから 41 年 5 月ごろまで
② 昭和 45 年 4 月ごろから 47 年 7 月ごろまで
③ 昭和 52 年 8 月 8 日から 54 年 3 月 1 日まで

私は、申立期間①については B 病院に、申立期間②については C 病院に、申立期間③については A 病院に医師として勤務していたが、オンライン記録では、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者記録が無いので、調査の上、申立期間①、②及び③について厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

前回の申立てにおいて、申立期間①については、B 病院は厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、元事業主の所在も確認できないため、申立人の厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料が無いこと等を理由として、申立期間②について、C 病院に保管されている申立期間当時の厚生年金保険被保険者資格取得届及び喪失届の控えの中には申立人の氏名は無く、そのほかに申立人の勤務について確認できる資料は無いため、申立人の勤務実態や保険料控除について確認することができないこと等を

理由として、申立期間③については、A病院において賃金台帳等の資料が残されていないため、申立人の給与からの保険料控除について確認することができないこと等を理由として、既に当委員会の決定に基づき平成21年2月26日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立てにあたり、前回の調査に加え調査したところ、申立期間③については、A病院に保管されている従業員名簿により、申立人は昭和52年8月8日から54年2月28日までの期間において勤務したことが確認できるところ、今回の調査により確認できた申立期間当時の同僚は、「申立人は病院の寮に住んでおり、当時寮に住む医師は常勤であった。」と供述している。

また、A病院の現在の社会保険担当者は、「申立期間当時から常勤の医師については、全員社会保険に加入させているはずである。」と供述しているところ、今回の調査により確認できた、申立期間前後に、申立人と同様の勤務形態であった常勤の医師は、同病院において全員厚生年金保険被保険者としての記録が存在する。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間③においてA病院に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたものと認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、A病院における同種の医師の昭和52年8月の社会保険事務所（当時）の記録から32万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明と回答しているが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者報酬月額算定基礎届や被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録していない。これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所に資格の得喪に係る届出は行われておらず、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る昭和52年8月から54年2月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、申立期間①に係るB病院について、申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料等を提出しておらず、申立期間について、昭和39年5月から42年8月までとしていたものを39年5月ごろから41年5月ごろまでに変更している。

しかしながら、当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の妻に照会したところ、「私が社会保険事務を担当していた。当時は、経営状態も悪く

資金繰りも大変だったので、医師については社会保険の手続をしていなかったのかもしれない。」と供述している。

また、事業主の妻及び複数の同僚の供述から、申立期間当時、B病院で勤務していたとしている複数の医師について、同病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において氏名の記載は無いことから、当該事業所においては、医師について、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

また、申立期間②に係るC病院について、同病院の総務担当者は、「申立期間当時は医師については医師国保に加入しており、国保組合の組合員については厚生年金保険には加入していない。昭和49年4月1日付けで一斉に厚生年金保険への加入手続をしている。」と供述している。

さらに、当時、C病院に医師として勤務していた同僚に照会したところ、「私は、昭和41年3月1日から同病院に勤務しているが、49年3月以前は、医師国保に加入しており、厚生年金保険には加入していない。同病院において49年4月1日から厚生年金保険に加入している。」と回答していることから、当該事業所においては、医師について、49年3月以前については厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、前回までの当委員会の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る標準報酬月額については、当該期間のうち、平成10年2月は26万円、同年3月は24万円、同年4月は32万円、同年5月は19万円、同年6月及び同年7月は28万円、同年8月及び同年9月は26万円、同年10月から同年12月までは18万円、11年1月は16万円、同年2月から同年12月までは18万円、12年1月は14万2,000円、同年2月から同年9月までは18万円、同年10月から同年12月までは20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、平成10年2月から12年12月までの上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成10年1月1日から17年11月11日まで
昭和59年9月1日から平成17年11月11日まで、株式会社Aに勤務した。当時は子育て中でもあり、時間給で出勤時間も変動していた。「ねんきん定期便」を手元にある給与支給明細書で確認したところ、実際とは異なる金額となっていることが分かり、不審、不安を感じている。調査の上、正しい記録に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する「給与支給明細書」により、申立人が申立期間のうち、平成10年2月から12年12月までの期間について、オンライン記録の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料より高い保険料が控除されていることが確認できる。

また、当該期間の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき

標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる厚生年金保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準報酬月額については、上記の「給与支給明細書」において確認できる厚生年金保険料の控除額から、平成 10 年 2 月は 26 万円、同年 3 月は 24 万円、同年 4 月は 32 万円、同年 5 月は 19 万円、同年 6 月及び同年 7 月は 28 万円、同年 8 月及び同年 9 月は 26 万円、同年 10 月から同年 12 月までは 18 万円、11 年 1 月は 16 万円、同年 2 月から同年 12 月は 18 万円、12 年 1 月は 14 万 2,000 円、同年 2 月から同年 9 月までは 18 万円、同年 10 月から同年 12 月は 20 万円に訂正することが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、申立人の「給与支給明細書」において確認できる保険料控除額に見合う標準報酬月額及び報酬月額に見合う標準報酬月額とオンライン記録の標準報酬月額が長期間にわたり一致していないことから、事業主は、「給与支給明細書」で確認できる保険料控除額及び報酬月額に見合う標準報酬月額を社会保険事務所（当時）に届け出ておらず、その結果、社会保険事務所は当該標準報酬月額に見合う保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

一方、平成 13 年 1 月から同年 6 月まで、同年 10 月から 14 年 4 月まで、同年 8 月及び同年 9 月、同年 12 月から 15 年 9 月まで、同年 12 月から 16 年 4 月まで、17 年 6 月から同年 9 月までについては、上記の「給与支給明細書」において控除されていた厚生年金保険料に見合う標準報酬月額又は報酬月額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

また、申立期間のうち、平成 10 年 1 月、13 年 7 月から同年 9 月まで、14 年 5 月から同年 7 月まで、同年 10 月及び同年 11 月、15 年 10 月及び同年 11 月、16 年 5 月から 17 年 5 月まで、同年 10 月については、申立人は「給与支給明細書」を所持しておらず、株式会社 A は既に解散し、元事業主に照会したところ、申立人に係る厚生年金保険料の控除が確認できる賃金台帳等は保管されておらず、不明である旨回答していることから、申立人の申立内容を確認することはできない。

さらに、申立人が所持している「給与所得の源泉徴収票」及び当該期間

前後の期間の「給与支給明細書」により、当該期間においても前後の期間と同額の保険料が控除されていたと認められ、オンライン記録の標準報酬月額と一致又は低額の厚生年金保険料が控除されていることが推認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あっせんを行わない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和24年9月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し行ったことが認められ、かつ、申立人の有限会社Aにおける厚生年金保険の資格喪失日は26年9月1日であると認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和24年9月から26年7月までは4,500円及び同年8月は6,000円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年9月1日から26年9月1日まで

私は、有限会社Aにおいて申立期間に勤務していたが、オンライン記録が無いので、調査の上、厚生年金保険の加入記録を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

有限会社Aに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿及び申立人の厚生年金保険被保険者台帳において、申立人が昭和24年9月1日に被保険者資格を取得した旨の記載があるが、資格喪失日は記載されていないことが確認できる。

しかしながら、申立人が記憶している同僚は、「私は、申立人が有限会社Aでパンやお菓子を製造していたことをよく知っている。私が昭和26年9月に有限会社Bに転職するまでの期間に申立人が辞めたことは聞いていなかったと思う。」と供述しており、申立人は少なくとも26年8月まで有限会社Aに継続して勤務していたことがうかがえる。

また、上記被保険者名簿では昭和26年8月に申立人の報酬月額が改定され、同年10月における定時決定の記録が確認できるが、上記のとおり資格喪失日が記載されておらず、社会保険事務所における年金記録の管理が不

適切であったと認められる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和 24 年 9 月 1 日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険事務所に対し行ったことが認められ、かつ、有限会社 A における厚生年金保険被保険者の資格喪失日は 26 年 9 月 1 日とすることが妥当である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、上記厚生年金保険被保険者名簿の記録から、昭和 24 年 9 月から 26 年 7 月までは 4,500 円及び同年 8 月は 6,000 円とすることが妥当である。

京都厚生年金 事案 2101

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA株式会社B支店における資格取得日に係る記録を昭和46年7月22日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を10万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年7月22日から同年9月1日まで

昭和22年7月に個人経営だったC社に入社し、46年7月ごろにA株式会社（C社から名称変更）本社から同社B支店に異動した際、被保険者期間が2か月間空白になっており、これは事務処理のミスと思われる。会社内部の異動であり、被保険者期間に空白はあり得ないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A株式会社の同僚の供述及び雇用保険の記録等から判断すると、申立人が申立期間も同社に継続して勤務し（同社本社から同社B支店に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、異動日については、申立人が昭和46年7月後半に転勤辞令を受け、家族全員が同月内にD県に引っ越した旨供述していること、戸籍の附票によれば、同年8月1日にD県E区に転入したことが確認できること、申立期間当時、D県に在住していた上司が、「私の自宅を海外赴任中の間、会社の借上住宅とし、これを申立人が賃借して昭和46年7月ごろから家族とともに居住していた。」と回答していること等からA株式会社B支店における資格取得日を同年7月22日とすることが妥当である。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の A 株式会社 B 支店における昭和 46 年 9 月の社会保険事務所（当時）の記録から、10 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が主張する昭和28年7月1日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に行ったことが認められることから、申立人に係る厚生年金保険被保険者資格の喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、8,000円とすることが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年12月3日から28年7月1日まで
昭和25年3月から30年1月まで、株式会社Aに継続して勤務していたが、申立期間が厚生年金保険の被保険者となっていない。加入記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

同僚の供述から、申立人は株式会社Aに継続して勤務（昭和28年7月1日に同社本社から同社B出張所に異動）していたことが認められる。

また、株式会社A本社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿をみると、申立人の同社本社における資格喪失日は、いったん、昭和28年7月1日と記録された後、29年9月14日付けで27年12月3日へとさかのぼって訂正されており、申立人と同時期に同社B出張所へ転勤し、申立人と同様に資格喪失日がさかのぼって訂正されている同僚が2人確認できるが、当該訂正処理をさかのぼって行う合理的な理由は見当たらない。

さらに、申立人の株式会社Aにおける被保険者記録について、複数の健康保険番号が確認できる上、被保険者期間が一部重複していることから、社会保険事務所における記録管理が不適切であったことがうかがえる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和28年7月1日に

厚生年金保険被保険者の資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所に行ったことが認められる。

なお、申立期間の標準報酬月額については、申立人の株式会社A本社における昭和 27 年 11 月の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の記録から、8,000 円とすることが妥当である。

京都国民年金 事案 2001(事案 740 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 45 年 1 月から 56 年 3 月までの期間及び平成 13 年 4 月から 14 年 5 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 25 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 45 年 1 月から 56 年 3 月まで
(再申立て)
② 平成 13 年 4 月から 14 年 5 月まで
(新規申立て)

申立期間①の国民年金保険料は、国民年金に加入した昭和 55 年 7 月ごろ A 区役所で滞納している保険料を納付しない限り、年金番号も年金手帳も発行しないと言われ、納付し手帳を交付されたので、その後も納付したはずであり、申立期間②の保険料についても納付したと思う。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間①について、i) 申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 55 年 7 月に払い出されており、このころ国民年金の加入手続が行われたと推認でき、この時点では、申立期間の一部は既に時効により納付できない期間であること、ii) 昭和 55 年度の国民年金保険料は、B 市の保管する国民年金収滞納リストでは未納となっていることが確認できることなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 11 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回の再申立内容は、前回の申立内容と同様であり、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間①の国民年金保険料を納付していたものと認め

ることはできない。

次に、今回新たに申立人は、申立期間②についても国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立期間当時の国民年金保険料の納付書は、コンピュータにより作成され、光学式文字読取機（OCR）により納付記録として入力されることから、納付記録すべてが漏れるとは考え難い上、申立期間直後の平成14年6月から16年3月までの保険料は同年7月2日に過年度納付されていることがオンライン記録により確認でき、この納付時点では、申立期間の保険料は既に時効により納付できない期間である。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2002

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年1月から53年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年1月から53年5月まで

私は、昭和48年か49年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和48年か49年ごろ区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより、A県内すべてについて「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2003(事案 471 の再申立て)

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 9 月から 50 年 3 月まで

私は、会社を退職した昭和 47 年 9 月ごろに国民年金の加入手続きを行い、申立期間については、集金人に 3、4 か月ごとに国民年金保険料を納付していたはずである。

平成 19 年 7 月 23 日に社会保険事務所(当時)で見せてもらった払出簿では、昭和 50 年 1 月 9 日と記載されているが、私が所持する国民年金手帳は同年 12 月 9 日とされており、不正行為の証拠である。

第 3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の被保険者の資格取得日から、申立人は昭和 50 年 12 月ごろ加入手続きを行ったものと推認でき、この時点においては、申立期間の一部は時効により納付できない期間であり、これを納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、申立人は国民年金保険料をさかのぼって納付したとの主張は無いことなどから、既に当委員会の決定に基づき平成 20 年 8 月 13 日付けで年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、前回の申立内容に加えて、昭和 50 年 1 月 9 日に国民年金手帳記号番号が払い出されたと同手帳記号番号払出簿に記載されているが、申立人が所持する国民年金手帳の発行日は同年 12 月 9 日とされており、不正行為の証拠であるとして、再申立てを行っている。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿に記載されている申立人の国民年金手帳記号番号(*)の払出年月日「50. 1. 9」は、申立人所持の国

民年金手帳の発行日等からみても不自然であることから、上記の通知では、既に、申立人が国民年金の加入手続を行った時期は、昭和 50 年 12 月ごろであるとしており、再申立内容は、当委員会の当初の決定を変更すべき新たな資料・情報とは認められず、そのほかに当委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

なお、上記の国民年金手帳記号番号払出簿の払出年は記号番号の順番から昭和 51 年とすべきところを誤って 50 年と押印したものと考えられる。

京都国民年金 事案 2004

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年8月から46年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年8月から46年3月まで

私は、昭和41年8月ごろに、A社会保険事務所（当時）で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同社会保険事務所やB銀行C支店で納付していた。申立期間が未納となっていることには納付できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和41年8月ごろに、A社会保険事務所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を同社会保険事務所やB銀行で納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和46年9月にD区E支所で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認できることから、申立人は、このころ国民年金に加入したものと推認され、申立期間当時、F市における国民年金の加入手続は区役所で行っており、保険料の収納は、集金人による印紙検認方式であり、申立内容とは符合しない。

また、申立人が国民年金に加入した上記の時点において、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付できない期間であり、申立期間の保険料を納付するには過年度納付及び特例納付によることとなるが、さかのぼって納付したとの主張は無い。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付して

いたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2005

第1 委員会の結論

申立人の平成元年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成元年6月から同年8月まで
会社を退職してすぐにA市B区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付した。申立期間の納付記録が無いことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、会社を退職してすぐに区役所で国民年金の再加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失後、国民年金に再加入したのは平成2年2月21日であることが、A市が国民年金の加入状況、国民年金保険料の納付状況等を記録している国民年金収滞納リストにより確認でき、申立期間において再加入した形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2006

第 1 委員会の結論

申立人の昭和 56 年 6 月から 62 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 6 月から 62 年 6 月まで

母親が、国民年金の加入手続を A 区役所で行い、申立期間の国民年金保険料は加入手続時に区役所で支払ってくれた。申立期間が未納となっていることには納得できない。

第 3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が A 区役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムにより B 県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金の記録は平成 9 年 1 月 1 日に導入された基礎年金番号によって管理されており、申立人は、国民年金の被保険者資格を 21 年 10 月 1 日に取得し、同年 10 月から国民年金保険料が全額免除とされていることがオンライン記録により確認できる。

また、申立人の母親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、

該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成3年11月から6年3月までの期間及び12年4月から13年8月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成3年11月から6年3月まで
② 平成12年4月から13年8月まで

大学生であった申立期間①については、両親がA市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の申請免除手続を行った。申立期間②については、勤務先を退職後、自身で同市役所において国民年金の再加入手続と申請免除手続を行った。申立期間については納付書が送付されてくることも無く、免除が認められていると思っていた。申立期間が免除されていないことには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、A市役所で国民年金保険料の申請免除手続を行ったはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料が免除されるためには、国民年金被保険者資格を取得することが必要であるが、A市が国民年金の加入状況を記録している旧電算システムにより、申立人は、平成12年4月1日付けで被保険者資格を新規に取得していることが確認でき、申立人が所持している年金手帳の記載とも一致することから、申立期間①は国民年金の未加入期間であり、申立人は申立期間の保険料について申請免除手続を行うことができなかったものと考えられる。

また、上記の国民年金被保険者資格は、平成14年8月12日に被保険者資格取得届を提出したことにより取得したものであることが、A市の旧電

算システムにより確認でき、申請免除手続はさかのぼって行うことができず、申立期間②について申請免除された形跡も見当たらない。

さらに、ほかに申立期間①及び②の国民年金保険料が免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2008

第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月まで
海外から帰国した平成 2 年 8 月ごろ、妻が A 市役所へ転入の手続に行った際、未納であった国民年金保険料について、2 年間さかのぼって納付できるとの説明を受け、妻が二人分約 40 万円の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国した平成 2 年 8 月ごろ、申立人の妻が A 市役所で 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、未納であった申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、海外在住の申立期間について国民年金保険料を納付するには、国民年金に任意加入することが必要であり、申立人が申立期間前に居住していた B 市の国民年金収滞納リストにより、申立人は昭和 60 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したことに伴い、同日に国民年金被保険者資格を喪失後、申立期間において、任意加入した形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する年金手帳からも確認できることから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の妻又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民

年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 2 年 7 月の国年年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要はない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 8 月から平成 2 年 7 月まで

私は、海外から帰国した平成 2 年 8 月ごろ、A 市役所へ転入の手続に行った際、未納であった国民年金保険料について、2 年間さかのぼって納付できるとの説明を受け、夫と二人分約 40 万円の保険料を納付した。申立期間が未納となっていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、帰国した平成 2 年 8 月ごろ、A 市役所で 2 年間さかのぼって国民年金保険料を納付できるとの説明を受け、申立期間の保険料を納付したと主張している。

しかしながら、申立期間のうち、海外在住の昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月までについて国民年金保険料を納付するには、国民年金に任意加入することが必要であり、申立人が申立期間前に居住していた B 市の国民年金収滞納リストにより、申立人の夫が昭和 62 年 9 月 21 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失したことに伴い、同日に国民年金第 3 号被保険者資格を喪失後、当該期間において、任意加入した形跡は見当たらず、このことは、申立人が所持する年金手帳からも確認できることから、当該期間は国民年金の未加入期間であり、当該期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人又はその夫が申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

なお、申立期間のうち、平成 2 年 7 月の国民年金保険料については、既に納付済みであることがオンライン記録及び A 市の国民年金納付記録より確認できる。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 63 年 8 月から平成 2 年 6 月までの国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

また、申立期間のうち、平成 2 年 7 月の国民年金保険料については、既に納付済みの記録となっていることから、納付記録を訂正する必要は無い。

京都国民年金 事案 2010

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年2月から52年10月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年2月から52年10月まで

私は、勤務先を退職し自営業を始めたので、昭和42年2月ごろA県B市役所で国民年金の加入手続を行った。申立期間の国民年金保険料については、妻と一緒に納付していたので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年2月ごろにB市役所で国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の妻と一緒に納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間の国民年金保険料を納付するには、国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、同手帳記号番号払出簿検索システムによりA県内すべてについて「C（漢字）」及び「D（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立人は国民年金に未加入であり、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人はB市の国民年金被保険者名簿に登載は無く、同市では申立人を国民年金被保険者として管理していなかったものと推認でき、申立期間の国民年金保険料を一緒に納付していたとする申立人の妻も未納である。

さらに、申立人又はその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人

について、オンライン記録により、氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2011

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から同年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から同年11月まで

私は、昭和50年6月*日に結婚し、A市へ転居した。同年秋ごろ、亡くなった父親が国民年金保険料納付の件で自宅に来た際、B市内の実家に届いている納付書により同年11月まで父親が納付し、それ以降については自身が納付することにしたことを覚えている。私が同年12月に同市役所で資格取得手続を行ったところ、同市の担当者から同年4月及び5月の保険料が未納と言われたため、同年12月分と併せて納付したが、申立期間については、未納と言われなかったもので、父親が納付してくれていたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料は申立人の父親が納付してくれていたはずであると主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、A市で払い出されていることが同手帳記号番号払出簿により確認でき、同市の国民年金被保険者名簿において、申立人は、昭和50年12月26日に任意の資格で国民年金加入の届出を行っていることが確認できることから、この日に国民年金の加入手続が行われたものと推認され、任意加入については、届出を行った日から被保険者となるため、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人は、A市役所で申立期間直前の昭和50年4月及び同年5月については未納と言われたが、申立期間は未納と言われなかったと主張しているが、同市では、申立人が国民年金に加入した時点で、過年度保険料として納付可能な48年6月から50年3月までの国庫金納付書を発行するとともに、現年度保険料として納付可能な同年4月及び5月の納付書を発行して、国民年金保険料の納付勧奨を行ったが、申立期間は婚姻に伴い強制被保険者資格を喪失する未加入期間であり、保険料を納付することができない期間であることから、納付勧奨を行う必要は無かったものと考えられる。

さらに、申立人の父親又は申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、婚姻前の氏名を含め複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

京都国民年金 事案 2012

第1 委員会の結論

申立人の平成4年10月から5年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年10月から5年2月まで

私は、会社を退職後、平成4年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずである。申立期間が未納とされていることには納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成4年10月ごろに国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付していたはずであると主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「初めて被保険者となった日」は平成9年7月23日と記載されていることが確認できることから、このころ申立人は国民年金に加入したものと推認され、申立内容とは符合しない。

また、申立期間の国民年金保険料を納付するには申立期間当時に国民年金手帳記号番号の払出しが必要であるが、申立人が当時居住していたA県内すべてについて、同手帳記号番号払出簿検索システムにより「B（漢字）」及び「C（カナ）」で検索したが、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらないことから、申立期間は国民年金の未加入期間であり、申立期間の保険料は納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の国民年金の記録は平成9年1月1日に導入された基礎年金番号によって管理されており、申立人は同年7月23日に国民年金の被保険者資格を取得し、同月から国民年金保険料を納付していることがオンライン記録により確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、申立人について、オンライン記録により氏名を複数の読み方で検索したが、該当者はおらず、国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も存しない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 33 年 9 月 1 日から 34 年 10 月 1 日まで

私は昭和 33 年 7 月から同年 8 月まで A 社で臨時職員として働いた。その後は、A 社の役員の紹介で新しく設立された B 株式会社に就職した。給与から社会保険料が引かれていたのを覚えている。申立期間を厚生年金保険の加入期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が B 株式会社を退職した後に入社した同僚の供述から申立期間の一部について申立人が当該事業所に勤務していた可能性はある。

しかし、申立期間当時の事業主は既に亡くなっており、B 株式会社は廃業している上、同社の清算人で申立期間当時の事業主の親族に照会しても、「当時の関連資料等は保管されていない。」と回答していることから、申立人の申立期間における勤務実態及び申立人の厚生年金保険の適用について確認することはできない。

また、オンライン記録によると、B 株式会社は、昭和 34 年 9 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっており、申立期間の大部分の期間である同年 8 月 31 日までは適用事業所ではないことが確認できる。

さらに、申立人が B 株式会社を退社したと供述している昭和 34 年 9 月 30 日に同社に勤務していたと記憶している複数の同僚の氏名は、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に見当たらないことから、同社は、従業員のすべてについて、厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿に、申立人の氏名は見当たらず、健康保険の整理番号も連続しており欠番も見られないため、申立人の加入記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 38 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年 11 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

A株式会社を退職した時、雇用保険の失業給付を受給したことははっきり覚えている。失業給付の条件は6か月以上勤務していることが条件だったはずなので、A株式会社（勤務場所はB場）には6か月以上在籍していたことと、申立期間の4か月についても厚生年金保険の被保険者であったことを認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が、申立期間の一部の期間について、A株式会社に勤務していたことは、雇用保険の記録（資格取得日昭和 60 年 11 月 27 日、離職日 61 年 4 月 30 日）及び経理を担当していた事業主の妻の供述により確認できる。

しかし、A株式会社は平成 14 年 10 月 28 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、申立期間当時の関係書類は保管されていないことから、申立人の申立期間における勤務実態及び厚生年金保険の適用について確認することができない。

また、当時の事業主は既に亡くなっており、事業主の妻は、「申立人は正社員ではなく、すぐに退職した。当時は正社員であっても入社後3か月間は厚生年金保険に加入させない取扱いだった。」と供述しているため、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を給与から控除されていたことを確認することはできない。

さらに、申立人はA株式会社を退職後、雇用保険の失業給付を受給したことをもって申立期間に厚生年金保険の被保険者であったはずであると主張して

いるが、C労働局に照会したところ、申立人が前職のD株式会社を退職後、昭和60年10月26日から同年11月26日までの失業給付を受給したこと、及び同年12月27日に再就職手当を受給したことは確認できるものの、A株式会社を退職後に失業給付を受給したことは確認できない旨回答している。

加えて、国民年金加入記録によれば、申立人は、申立期間に係る国民年金保険料を現年度納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

京都厚生年金 事案 2105（事案 71 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 51 年 10 月 22 日から 54 年 5 月 6 日まで

私は、昭和 51 年 10 月 21 日まで A 株式会社に勤務し、親会社の B 株式会社に転勤し、54 年 5 月まで勤務した。厚生年金保険の記録を見ると、51 年 10 月から 54 年 4 月まで記録が無いので調べてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる資料が現存せず、当該事業所が加入していた厚生年金基金においても申立期間に加入していた記録は確認できないこと、また、社会保険事務所（当時）が保管する被保険者名簿においても申立期間に申立人の氏名が見当たらないことから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格取得の届出が行われたことが確認できないとして、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 6 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

申立人は、今回の申立てにおいて、新たな資料の提出は無いが、昭和 51 年 10 月 22 日から 54 年 5 月 6 日まで B 株式会社に勤務していたのは事実であるとして再度申し立てている。

そこで、今回の申立てについて、前回の調査に加えて、B 株式会社の元同僚 8 人に照会したところ、そのうち 1 人は「申立人は A 株式会社から戻って、C 市 D 区 E 町（現在は、D 区 F）の B 株式会社の工場にいたように思う。」との供述をしているものの勤務期間を特定できない上、当時の人事担当者は「申立人が B 株式会社に戻って来たのは知らない。」と供述しており、残り 6 人は

不明と回答している上、当時の賃金台帳等の関係資料も無く、申立人の申立期間におけるB株式会社における勤務実態を確認することはできない。

また、B株式会社の当時の社会保険事務担当者は既に亡くなっており、申立人の申立期間のB株式会社における厚生年金保険の適用及び保険料の控除について確認することはできない。

さらに、B株式会社は、昭和53年10月4日に本社及び工場を移転しており、移転後に勤務していた元同僚からは、申立人が移転後の昭和53年10月以降に当該事業所に勤務していたとする供述は得られない。

加えて、申立人は、昭和53年10月21日付けで国民健康保険に加入していることが確認できる。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 33 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 5 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで

昭和 52 年 5 月 1 日から 57 年 3 月 1 日まで A 株式会社に勤務していたが、社会保険庁（当時）の記録では、57 年 3 月 1 日から同年 5 月 18 日までの 2 か月となっているので、申立期間について厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 株式会社に照会したところ、申立期間当時の賃金台帳等関連資料は保管されていない旨回答していることから、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて確認することができない。

また、A 株式会社の事務長は、「電話工事は、二人一組で作業をしており、相方としてアルバイトを連れてくる場合もあり、厚生年金保険への加入は、強制ではなく任意加入であった。」との供述をしている。

さらに、申立期間当時、A 株式会社の下請けの仕事をしていた申立人の叔父は、「申立人は、私の甥にあたり、高校卒業後一緒に仕事をしていたが、A 株式会社の下請業務であり、同社とは直接的な雇用関係は無かった。申立人の被保険者期間があることについては、私が同社に厚生年金保険への加入を依頼したからである。」と供述している上、申立人を記憶している元同僚二人のうち一人は、「申立人は外注の下請けだったと思う。」と供述しており、もう一人は、「申立人は叔父と二人一組で現場工事を担当していた。」と供述しており、申立人と同社の間に直接的な雇用関係が無かったことが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 36 年 3 月から 39 年 3 月まで
② 昭和 41 年 3 月 1 日から 47 年 4 月 1 日まで

申立期間①について、A 商店に勤務していたが、厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間②について、B 株式会社に継続して勤務していたにもかかわらず厚生年金保険の被保険者となっていない。

申立期間について厚生年金保険加入期間となるよう、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、同僚の供述から、期間は特定できないものの、申立人が A 商店に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A 商店が厚生年金保険の新規適用事業所となったのは、昭和 42 年 5 月 1 日であり、申立期間当時、当該事業所は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが確認できる。

また、A 商店の申立期間当時の事業主に照会したところ、「当店は既に倒産し、申立期間当時の賃金台帳等の関連資料を保管していない。」と回答しており、申立人の勤務実態及び申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことは確認できない。

さらに、昭和 42 年 5 月 1 日より前から A 商店に在籍していたと供述している当該事業所の複数の同僚は、「A 商店が、厚生年金保険に加入したのは昭和 42 年 5 月からであり、それまでは、厚生年金保険料を控除されてい

かった。」と供述しており、同僚から提出された給料支払明細書によると、同年4月分の給与からは保険料が控除されていないことが確認できる。

申立期間②について、B株式会社の申立期間当時の取締役は、「申立期間当時の賃金台帳等を保管していない。」と回答しており、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料が給与から控除されていたことを確認することはできない。

また、B株式会社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、昭和40年3月6日に被保険者資格を取得し、41年3月1日に同資格を喪失後、47年4月1日に同資格を再取得していることが確認でき、オンライン記録とも一致する上、申立期間②前後の健康保険の整理番号は*番と*番と異なっている。

さらに、上記の被保険者名簿には、申立期間②において、申立人の氏名の記載は見当たらない上、健康保険の整理番号は連続し、欠番も見られないことから、申立人の記録が欠落したものとは考え難い。

このほか、申立人の申立期間①及び②における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 11 月 19 日から 50 年 4 月 16 日まで
結婚するために株式会社Aを退職したが、脱退手当金の請求書は書いていないし、支給も受けていないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金の支給を裏付ける「脱退手当金請求に際して説明を受け、検討した結果、脱退手当金を請求する」旨の、申立人が署名捺印した書面（受付 50. 6. 27 B 社会保険事務所）と共に脱退手当金裁定請求書が保管されており、同裁定請求書には、「受付 50. 6. 10」、「再受付 50. 6. 27」、「小切手交付済 50. 7. 11」の押印が有ることが確認できる。

また、申立期間に係る事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」表示が有るとともに、申立期間の脱退手当金は支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から比較的短期間である約 3 か月後の昭和 50 年 7 月 11 日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいくつかあるが、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。